

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	生活保護システム（生活保護に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活援護課生活援護第１・２・３係
個人情報ファイルの利用目的	生活保護の決定又は実施のため。
記録項目	１氏名、２住所、３年齢、４性別、５生年月日、６電話番号、７本籍、８国籍、９続柄、１０個人番号、１１印影、１２電子メールアドレス、１３マイナンバー、１４扶養義務者、１５離婚・結婚歴、１６在留資格、１７在留期間、１８登録番号、１９被保険者番号、２０要介護認定（更新）申請日、２１学年、２２符号、２３ファックス番号、２４職業、２５職歴、２６学歴、２７資格、２８団体加入の有無、２９勤務先、３０通学先、３１保護受給期間、３２家庭状況、３３住居の状況、３４趣味・し好、３５介護者、３６ひとり親家庭となった理由、３７子供との同居・別居の別、３８監護の有無、３９生計関係（世帯の状況）、４０学習塾利用状況、４１申請理由、４２生活状況等の記録、４３収入、４４資産状態、４５取引状況、４６課税・納税状況、４７公的扶助の受給の有無、４８銀行加入状況、４９生命保険加入状況、５０家賃支払状況、５１保護費支給状況、５２車両内容、５３保険料納付状況、５４当該貸付の内容、５５預貯金額、５６水道水栓番号、５７水道使用量、５８上下水道料金、５９ガス使用量、６０ガス料金、６１電気使用量、６２電気料金、６３家賃、６４敷金、６５礼金、６６契約期間、６７収納状況、６８基礎年金番号、６９年金コード、７０年金資格履歴、７１年金額、７２振込先金融機関名、７３預金種目、７４口座番号、７５口座名義人、７６健康状態、７７傷病名、７８傷病歴、７９障害の有無・程度、８０検診の結果、８１検査の結果、８２心身の状況、８３画像、８４音声、８５勤務内容・成績、８６試験成績、８７主義・主張、８８人柄・性格、８９犯罪歴、９０違反歴、９１補導歴
記録範囲	生活保護相談者（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１２、１４、１５、１６、１７、２０、２１、２３、２４、２５、２６、２７、２８、２９、３０、３１、３２、３３、３４、３５、３６、３７、３８、３９、４０、４１、４２、４３、４４、４５、４６、４７、４８、４９、５０、５１、５２、５３、５４、５５、５７、５８、５９、６０、６１、６２、６３、６４、６５、６６、６７、７０、７１、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８２、８３、８４、８５、８７、８８、８９、９０、９１）、申請者・受給者・廃止者（１～９１）、扶養義務者及び関係者（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１１、１２、１４、１５、１６、１７、１８、１９、２１、２４、２５、２６、２７、２８、２９、３０、３１、３２、３３、３５、３６、３７、３８、３９、４３、４４、４６、４７、５２、５５、６３、６７、７１、７６、７７、７８、７９、８２、８３、８４、８５、８７、８８、８９、９０、９１）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者（１、２、５、６、８７）

記録情報の収集方法	生活保護相談者（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１２、１４、１５、１６、１７、２０、２１、２３、２４、２５、２６、２７、２８、２９、３０、３１、３２、３３、３４、３５、３６、３７、３８、３９、４０、４１、４２、４３、４４、４５、４６、４７、４８、４９、５０、５１、５２、５３、５４、５５、５７、５８、５９、６０、６１、６２、６３、６４、６５、６６、６７、７０、７１、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８２、８３、８４、８５、８７、８８、８９、９０、９１）、申請者・受給者・廃止者（１～９１）、扶養義務者及び関係者（１、２、３、４、５、６、７、８、９、１０、１１、１２、１４、１５、１６、１７、１８、１９、２１、２４、２５、２６、２７、２８、２９、３０、３１、３２、３３、３５、３６、３７、３８、３９、４３、４４、４６、４７、５２、５５、６３、６７、７１、７６、７７、７８、７９、８２、８３、８４、８５、８７、８８、８９、９０、９１）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給決定者（１、２、５、６、８７）、総務省（２２）、法務局（４４）、運輸局（４６、５２）、県税事務所（１、４４、４６、５２）、警察署（１、２、３、４、５、２８、８９、９０、９１）、刑務所、拘置所及び検察庁（８９、７６）、他市町村及び特別区（１、２、７、９、４４、４６、５３、６７、７０、７９）、福祉事務所（３１、４１、４２、５１）、年金機構（２４、２５、２９、６８、６９、７０、７１、７２、７３、７４、７５）、ハローワーク（２９）、職業訓練所（公共職業訓練校）（２９）、河川管理事務所（１、３、４、５、３３、７９、８２）、消防本部（８２）、医療機関（８２）、保健所（３２、３７、３８、３９、７７、７８、７９、８０、８１、８２、８３、８４）、教育機関及び託児施設（３２、３７、３８、３９、７６）、社会福祉施設（３２、３９、４４、５５、７６、８０）、第２種社会福祉事業に係る宿所提供など事業施設（１、３２、６３、６４、６５、６６、６７、７６）、サービス付き高齢者向け住宅（３２、３９、７６、８０）、介護事業所（３２、３５、８２）、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク（４０）、金融機関（１、５、４８、５５）、電力会社（１、６１、６２）、ガス会社（１、５、５９、６０）、保険会社（４５、４９、５３、７２、７３、７４、７５）、勤務先（２４、２５、２９、３０、８５）、葬祭業者（１、２、６、９）、不動産会社（３３、５０、６３、６４、６５、６６、６７）、生活保護相談者・申請者・受給者・廃止者の住宅に関わる大家（１、６３、６４、６５、６６、６７）、弁護士（４４、８２、８９、９０、９１）、税理士（４３、４４、４５、５５）、親族・扶養義務者及び関係者（６、１４、１５、３２、３７、３８、３９、４３、４４、５０、５５、７６、８９、９０、９１）、民生委員（３２）、里親（３２、３８、３９、７６、８０）、朝霞市課税課から収集（１、２、４４、４６、５２）、朝霞市総合窓口課から収集（１、２、３、４、５、７、９）、朝霞市福祉相談課から収集（１、２、５、６、８７）、朝霞市障害福祉課から収集（１、２、５、４７、７９）、朝霞市保険年金課から収集（１、２、４６、５３、６９、７０、７１、７９）、朝霞市長寿はつらつ課から収集（１、２、１９、２０、３５）、朝霞市こども未来課から収集（１、２、３６、３７、３８、３９、５４）、朝霞市開発建築課から収集（１、２、３、４、６、２３、２４、２５、２９、３２、３３、４３、４４、４７、７６、７７、７８、７９、８７）、朝霞市上下水道総務課から収集（１、２、５６、５７、５８）、朝霞市教育管理課（１、２、２１、２９、３０）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	埼玉県（１、２、３、４、５、６、７、９、１４、１５、２４、２５、２６、２７、２９、３０、３２、３３、３４、４３、４４、４６、４７、４８、４９、５０、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８５、８８、８９、９０、９１）、他市町村福祉事務所（１、２、３、４、５、６、７、９、１４、１５、２４、２５、２６、２７、２９、３０、３２、３３、３４、４３、４４、４６、４７、４８、４９、５０、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８５、８８、８９、９０、９１）、朝霞市社会福祉協議会（１、２、３、４、５、６、７、９、１４、１５、２４、２５、２６、２７、２９、３０、３２、３３、３４、４３、４４、４６、４７、４８、４９、５０、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８５、８８、８９、９０、９１）、民生委員（１、２、３、４、５、６、７、９、１４、１５、２４、２５、２６、２７、２９、３０、３２、３３、３４、４３、４４、４６、４７、４８、４９、５０、７６、７７、７８、７９、８０、８１、８５、８８、８９、９０、９１）、NHK（１、２、３０）、消防本部（１、２、５、１４、７７、７８、７９、８２）、警察署（１、２、３、４、５、６、７、１４、４１、４２、４３、４７、７２、７３、７４、７５、８３、８４）、検察庁（３１、４１、４２、７７、７８、７９、８２、８９、９０、９１）、保健所（１、２、５、３２、７７、７８、７９、８２、８８、８９、９０、９１）、ハローワーク（１、２、５、７７、７８、７９、８２、８８、８９、９０、９１）、情報提供ネットワークへの接続機関（２２、３１、５１）、教育機関及び託児施設（３２）、学習塾事業者（１、４７）、介護事業所（１、２、５、１４、３２、７７、７８、７９、８２、８８）、社会福祉施設（１、３、３２、７７、７８、７９、８２、８８）、第２種社会福祉事業に係る宿所提供等事業施設（１、２、５、３１、６７、７６、７７、７８、７９、８２、８８、８９、９０、９１）、サービス付き高齢者向け住宅（１、３、６、９、３２、７７、７８、７９、８２、８８）、親族（２、６、７、８、７、８、８２）、NHK（１、２、６、３１、４７）、中間サーバー（１、２、３、４、５、１０、１３）、生活保護費封入封緘等業務委託契約業者（１、１８、５１）、年金申請支援業務委託契約先法人（１、２、３、４、５、６、７、１３、１５、２４、２５、２９、３１、５４、６８、６９、７０、７１、７７、７８、７９）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町１－１－１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	法定事務 市独自事務 ※どちらかに○をしてください。